

## 横芝光町放射線量測定器貸出要領

(趣旨)

第1条 この告示は、町民等が身近な生活環境の放射線量を把握するために、町が所有する放射線量測定器（以下「測定器」という。）を町民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出窓口及び貸出物品)

第2条 貸出窓口は、環境防災課とし、貸出物品は、シンチレーション式放射線量測定器とする。

(貸出対象者)

第3条 測定器の貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人
- (2) 町内に事業所を有する法人
- (3) 町内の行政区等の団体
- (4) 町内に土地又は建物を所有する者

(貸出時間及び期間)

第4条 測定器の貸出時間は、横芝光町の休日に関する条例（平成18年横芝光町条例第2号）第1条に規定する町の休日を除く日（以下「開庁日」という。）の午前9時から正午までの3時間又は午後1時30分から午後4時30分までの3時間とし、返却時間も含むものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 測定器の貸出しを受けたもの（以下「借受者」という。）は、貸出しを受けた日から起算して30日を経過した日以降でなければ再度申請することが

できないものとする。

(貸出台数)

第5条 測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出費用)

第6条 測定器の貸出費用は、無料とする。

(貸出の予約)

第7条 測定器の貸出しを受けようとするものは、開庁日の午前9時から午後5時の間に、貸出しを受けようとする日時をあらかじめ予約するものとする。

(貸出申請書)

第8条 測定器の貸出しを受けようとするものは、放射線量測定器貸出申請兼借用書(別記第1号様式)を町長に提出するものとする。

2 前項の申請に当たっては、健康保険証、運転免許証その他本人であることを確認できる書類を提示しなければならない。

3 第3条第2号の規定による法人として申請する場合は、前項に規定するもののほか、町内に事業所を有することが確認できる書類を提示しなければならない。

4 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、測定器の貸出しを行うものとする。なお、貸出希望日が重複した場合は、先に予約を受付したものを優先する。

5 営利目的に使用されるおそれがあるときは、測定器の貸出しを行わないものとする。

(測定場所)

第9条 放射線量の測定は、横芝光町内で自己の所有する土地若しくは建物又は自己が管理する土地若しくは建物において行うものとする。

2 放射線量の測定を他の者が所有する土地若しくは建物又は他の者が管理する土地若しくは建物において測定する場合は、自己の責任において当該土地又は建物の所有者の承諾を受けた上で、測定を行うものとする。

(借受者の責務)

第10条 借受者は、貸出しを受けた測定器について、善良に取り扱わなければならない。

2 借受者は、貸出しを受けた測定器を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

(測定器の管理)

第11条 町長は、測定器の予約状況及び貸出状況を放射線量測定器管理台帳(別記第2号様式)により管理するものとする。

2 町長は、測定器の貸出しを行うとき及び返却を受けたときは、測定器が正常に作動することを確認するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。